

令和6年 8月19日

派遣成果報告書

有田市議会議長 様

議員氏名 岡田 行弘

有田市議会の議員派遣に関する要綱第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

研修名	政治倫理・ハラスメントマスター講座 ○議員が守るべき政治倫理 ○議会におけるハラスメント ～パワハラ・セクハラ～
研修期間	令和6年8月9日（金）
研修場所	1 全国市町村国際文化研修所（大津） 2 市町村職員中央研修所（千葉） 3 地方議員研究会（ ） ④ その他（ 株式会社 廣瀬行政研究所 ）
研修の成果	別紙のとおり

※ 「研修の成果」は研修内容や所感などを具体的に別葉に作成して添付してください。

※ 研修先から交付される「終了証」等を添付してください。

議員派遣研修レポート

令和6年8月20日提出

氏 名	岡田行弘	
日時・場所	8/9（金）10:00～17:00	アクロス福岡601号
視察内容	10:00～13:00 政治倫理・ハラスメントマスター講座～ 議員が守るべき政治倫理 ～	
	14:00～17:00 議会におけるハラスメント ～パワハラ・セクハラについて～	

講師 朱)廣瀬行政研究所 代表取締役 廣瀬和彦(元全国市議会議長会法制参事)

研修内容

議員が守るべき政治倫理

- 1.政治倫理とは
- 2.政治倫理を規制するメリット・デメリット
- 3.政治倫理条例における規制項目
- 4.政治倫理の対象
- 5.政治倫理違反への罰則とその限界
- 6.政治倫理審査会の構成と権限
- 7.調査請求権の考え方
- 8.問責制度
- 9.資産公開制度との関係
10. その他



資料 別紙参照

所感

今回の研修を受講して、政治倫理条例制定の目的や役割について深く知ることができました。

政治倫理とは、政治に携わる者がもつべき職業倫理ないし責任倫理であり、政治を行うにあたっての行動規範となるものであると感じました。

有田市議会では、政治倫理条例の制定がされていますが、誠実に議員の職務を遂行していくためにも、条例の見直しを行い透明性の高い市議会としていかなければならないと強く感じた研修となりました。

研修内容

議会におけるハラスメント ～パワハラ・セクハラについて～

- 1.ハラスメントと主な類型
- 2.地方議会におけるパワハラ・セクハラの実態
- 3.議員同士のハラスメント
- 4.議員と職員との間のハラスメント
- 5.パワハラ・セクハラの要件と判断基準
- 6.相談員の設置と議長の役割
- 7.効果的なハラスメントの予防と適切な対処手法
- 8.その他

資料 別紙参照

所感

ハラスメントとは、自分より弱い立場にあるものに対して、心理的・肉体的攻撃を繰り返し、相手に深刻な苦しみを与える行動で、相手の人格や尊厳を冒す人権問題だとわかりました。

ハラスメントを予防するには、定期的なハラスメント研修などで、しっかりとした知識を得ること
また、ハラスメント相談窓口の設置が大切だと感じました。

研修では、パワハラやセクハラに関する裁判例なども数多く紹介いただき大変参考となりました。

ハラスメント対策として、議会としてのハラスメントに関する条例を設けるなどして対応しなければならぬということを感じました。